

派遣法改正の先行きが不透明になってい
る。そのようななか、労働者供給事業を
行っている新運転に対して、その運用な
どを巡り組合員が起こした訴訟が東京地

裁で組合員側の勝利となった。派遣法の
今後を考えるうえで、労働舎の受給調整
機関としての労働者供給事業を改めて見
直す第一弾とする。
(編集部)

「労働組合」とは何か 新運転の東京地裁判決から考える

石川源嗣 ● 全国一般東京東部労組副委員長

今年3月、東京地裁においてき
わめて注目すべき判決が言い渡さ
れた。

それは、新産別運転者労働組合
(以下、新運転という) 東京地本
の篠崎庄平委員長を相手取った新
運転組合員8名を原告とする団結
権侵害に対する損害賠償請求訴訟
の判決であった。判決は、団結権
侵害の事実を認め、被告の篠崎委
員長に損害賠償の支払いを命ずる
画期的なものであった。(本誌79号
「たたかひの現場から」に掲載)
しかし私が判決文で目を見張つ

たのはその結論よりむしろその裁
判所による判決の根拠となる「事
実認定」であった。今の日本の労
働組合で、このような事実があり
うるのか、ありえてよいのか、労
働組合執行部がこのようなことを
本当にするのか、という驚きで
あった。
以下、裁判所による主な「事実
認定」を列記してみよう。
認定された驚きの事実

重要な財産であった組合会館を執
行委員会、組合大会にはかること
なく勝手に、労働福祉事故防止協
議会(以下、「事故防」という)に
登記を移転し、その後売却した。
事故防は、供給先企業と執行部一
部幹部を実質的な構成員とする組
織で、一般組合員は構成員ではな
く、運営に関与できない。
(2) 組合会館の売買契約直前の会合
の場で、事故防の使用側理事か
ら新運転東京地本の反対派執行委
員に対する恫喝が行われた。
(3) 労働協約の改定で、供給先企業

と組合員との関係が「雇用」から
「使用」に変更され、組合員は日々
雇用労働者になったため、長期雇
用であっても、有給休暇、退職金
の適用を受けられなくなり、正社
員との格差が生じた。事故防は企
業に「組合員は企業内の社会保険
に加入する必要はない」と説明し、
組合員は年金未加入者が多い。
(4) 事故防は就労先使用者から組合
員の就労1日につき200円の拠出を
受けて運営されているが、「他人の
就業に介入して利益を得てはなら
ない」という労基法6条に違反す
る可能性がある。
(5) 事故防は使用者からの拠出金に
よって新運転東京地本役員などの
給料、ガソリン代、保険料などを
負担している。これは労働組合で
ある新運転東京地本が事故防を介
して使用者から経費の援助を受け
ているものであり、労働組合法2
条2項でいう使用者から経理上の
援助をうけるものにあたり「労働
組合」ではないということに該当
する。
(6) 事故防は組合員の福利厚生費を

減少させる一方、接待交際費など
業者団体の利益のための費用を継
続して支出している。事故防の資
金の大半が組合員の福利厚生でな
く、人件費等に使用されている。
(7) 組合専従を辞めても報酬を得ら
れるように定款を変更した。
(8) 労働者の健康診断は労安法で使
用者に義務づけられているにもか
かわらず、事故防が使用者の肩代
わりをしている。

(9) 労働協約では作業中の事故、傷
害は使用者が処理すべきと定めら
れているのに、事故防新定款では、
組合員に事故費負担の責任がある
ことを前提にした規定に変えた上
で、事故防が「組合員にかわって」
使用者に対して「事故費」を支払
うようにした。

(10) 組合員の通勤途上、作業中の労
災事故について、労働協約では使
用者が法定外補償を支払うことに
なっているのに、事故防新定款で
は、事故防が法定外補償を支払い、
使用者は法定外補償を支払わない
運用がされている。また労災保険
給付がされない3日目までの休業
補償についても、事故防が支払う
ものとしている。

(11) 1981年の新運転東京地本の

執行委員会において、横浜の運輸
会社で行われた運輸一般のストラ
イキに対して、スト破りの対策動
員費83万円余が事故防会計から支
出されたと報告されている。その
ほか、事故防会計からの拠出金に
より、同様の違法な争議介入を繰
り返していたことが被告の書いた
文章に記載されている。
(12) 新運転東京地本が全額出資する
派遣会社「タブレット」を通じて、
同労組の役員は争議介入をするま
でに至っている。

問われる「労働組合」

以上が私なりに行った判決の要
約である。
これらがもし本当に事実だとす
ればビックリぎょうてん、由々し
き事態というほかない。

判決文を読む限り、新運転東京
地本の篠崎委員長ら一部幹部が事
事故防という組織を使って、企業経
営者と結託共謀し、違法行為の積
み重ねと私物化によって、組合員
に不利益を押しつけ、新運転一部
幹部と経営者だけが莫大な不当利
益を得ているとの認識を得るので
はないだろうか。労働組合幹部の
腐敗墮落、労使癒着である。

労働組合の世界もすべてきれ
ごとでいかなければ百も承知で
ある。組合によって歴史も違えば、
考え方の違いもある。しかしもの
には限度というものがあるのでは
ないか。少なくとも、組合会館の
売却が本当に執行委員会、組合大
会の承認なしに強行されたのだと
したら許されないだろう。また他
組合が命がけでストライキを決行
しているときに「スト破り」はな
いだろう。事実だとしたらこんなこ
とがまかり通つてよいわけがない。

だから控訴審に向けた今回判決
文に対する佐藤昭夫教授の「意見
書」で、「労働組合を名乗る団体が
使用者と癒着して、組合員を言わ
ば食いものにし、組合員の活動に
障害を与える行為が明るみに出さ
れたのは、おそらく本件が初めて
であろう」との認識が出てくるの
である。

避けられない議論

しかし本当にそうなのか。被告
側の篠崎委員長ら新運転東京地本
執行部として言いたいことはある
だろう、主張、弁明については十
分聞く必要があると思う。
やはり新運転東京地本の執行

部、とりわけ当事者である篠崎庄
平委員長、太田武二書記長はこの
判決に正面から答えるべきである。
言うまでもなく裁判の判決がす
べて正しいわけではない。「不当判
決」もある。「事実誤認」もある。
私たちも何度も苦い経験をした。
しかし問題がここまで顕在化し
て社会問題化している以上、当事
者は答える義務があるだろう。高
裁に異議申し立てをしているから
その結果を見てくださいではすま
ないと思う。

私たちがほかの労働組合の問題
について言及するのは例外中の例
外である。

しかし今回の判決は「労働組合
とは何か」、「労働者の利益とは何
か、それはいかに守られるべきか」
を労働組合に関わるすべての人に
問いかける問題だと思ふ。問われ
ているのは労働組合としての最低
限の行動規範である。このような
事態が隠然とウラで進行しつつあ
るにもかかわらず、表面だつては
知らぬ顔では労働組合運動の真の
再生はかちとれないのではない
か。あえて言及する所以である。